

# 横浜市神奈川区総合庁舎<sup>エ ス コ</sup>ESCO事業提案者を募集!

～ 10月1日より公募開始～

横浜市第13号事業として神奈川区総合庁舎にESCO事業(裏面\*1参照)を導入します。

## 導入理由

平成16年度策定の「**横浜市公共建築物 ESCO 事業導入計画**」において、横浜市神奈川区総合庁舎は、ESCO事業の導入による省エネルギー効果が大きく、光熱水費、二酸化炭素の低減を図れることが見込まれています。

今回の事業は、多くの設備機器が老朽化による更新時期を迎えており、ESCO事業として機器を更新することで、最適な省エネルギー改修を低コストで実現できることが期待できます。

## 公募の条件

老朽化している設備機器を**ESCO事業(自己資金型)の仕組み**を活用し、最適な省エネルギー改修提案を事業者から公募する事業です。

提案にあたっては、全体での**省エネルギー率を4%以上、二酸化炭素排出の削減効果を4%以上**、及び**光熱水費削減額は年間220万円以上**を前提にしています。

市内企業の参画が必須で、**市内企業が参加グループの一員となることを条件**とする募集です。

最終審査において、原則として次点となった優秀提案者に対し、**公民協働事業応募促進報奨金**交付要綱により報奨金を交付します。

募集要項は、10月1日(金)からホームページに公開します。(ダウンロード可能)  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/esco/index.html> また10月1日～10月5日まで下記にて配布します。(時間 9:00～12:00、13:00～17:00)

## 配布場所

横浜市建築局公共建築部  
保全推進課 省エネルギー推進担当  
横浜市中区相生町3-56-1 JNビル6階  
Tel 671-3996

## 公募スケジュール(予定)

- ・公募: H22.10.1～10.22(参加表明)
- ・事業者選定: H23.1
- ・本契約: H23.8
- ・工事完了: H24.3
- ・ESCOサービス開始: H24.4～

## 横浜市公共建築物 ESCO 事業導入計画概要

横浜市では、公共建築物のESCO事業を効率的に推進するために、既存施設の省エネルギー診断や事業実現性の検討などを行い、事業実施可能な施設へESCO事業を導入する計画を平成16年度に策定しました。

## 公募施設概要

横浜市神奈川区総合庁舎

- ・所在地: 横浜市神奈川区広台太田町3番地8
- ・敷地面積: 5,065.92 m<sup>2</sup>
- ・延床面積: 9,183.66 m<sup>2</sup> (本館)  
5,684.50 m<sup>2</sup> (別館)
- ・区分面積: 6,594.57 m<sup>2</sup> (区役所+消防署)  
729.14 m<sup>2</sup> (神奈川県税事務所)  
715.72 m<sup>2</sup> (水道局鶴見・神奈川  
地域サービスセンター)  
6,828.73 m<sup>2</sup> (共用部)

事業対象施設(建物しゅん工年、建築構造)

- ・本館 (S39.3) RC造 5F・B1F
- ・別館 (H2.8) RC造他 3F・B2F

## 提案審査

提案の審査は、外部委員による「横浜市 ESCO 事業提案審査委員会」において審査し、最優秀提案 1 件及び優秀提案を数件選定します。

## 施設外観

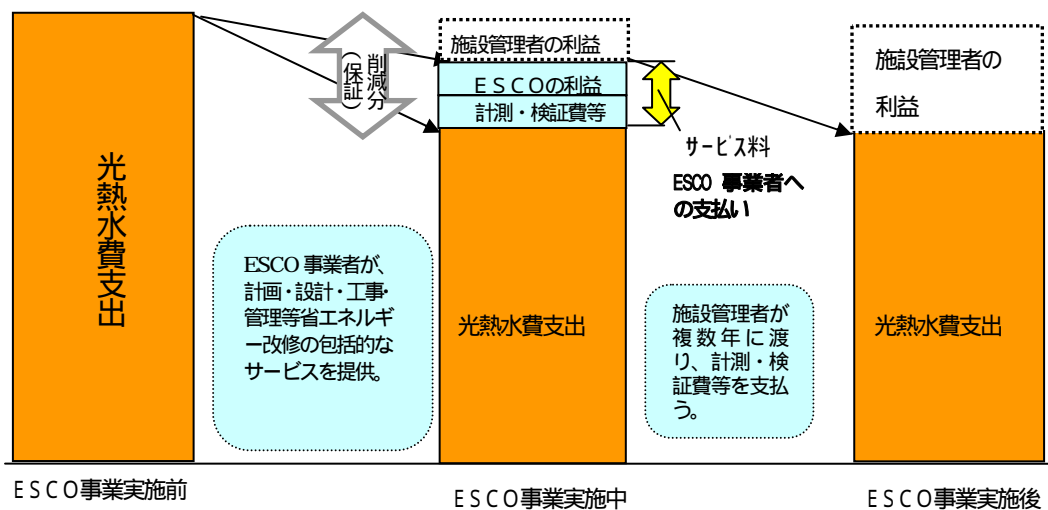


### \* 1 ESCO事業(自己資金型)の仕組み

ESCO 事業とは、既存施設の設備改修において、省エネルギー化と維持管理費の低減を図るため、民間事業者が計画・工事・管理・資金調達等包括的なサービスを提供し、従前の環境を低下させることなく省エネルギー化を行い、その結果得られる効果を保証する事業です。

自己資金型の事業では、省エネルギー改修に係る初期投資を発注者が行います。一方、ESCO 事業者は省エネルギー効果を保証し、光熱水費の削減を実現します。発注者は、その削減保証とその実現に対する報酬を ESCO サービス料として事業者に支払います。

ESCO = Energy Service Company の略称です。



お問い合わせ先

建築局 保全推進課 保全管理担当課長 高橋 芳昭 Tel 045-671-2915